

岐阜県公報

第千八百六十一号
平成十九年七月十三日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則及び岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

(建築指導課) 五三二^{ページ}

公 安 委 員 会 規 則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警 務 課) 五三二

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税 務 課) 五三二

管理美容師資格認定講習会の指定

(生活衛生課) 五三三

管理美容師資格認定講習会の指定

(同) 五三三

道路の区域変更

(道路維持課) 五三三

道路の供用開始

(同) 五三四

都市計画の変更

(都市政策課) 五三五

関市の区域内の字の区域変更

(中濃振興局中濃事務所) 五三六

保安林の指定

(飛騨農林事務所) 五三六

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 五三六

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

(商業流通課) 五三七

公共測量の実施

(用地課) 五三七

平成十九年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

(人事委員会) 五三七

平成十九年度岐阜県職員採用資格免許職試験及び短大・高校卒程度試験の実施

(同) 五四〇

平成十九年度市町村立小中学校栄養職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

(同) 五四三

平成十九年度身体障害者を対象とした岐阜県職員採用試験(事務(短大・高校卒程度)の実施)

(同) 五四五

平成十九年度岐阜県少年補導職員採用試験の実施

(同) 五四七

岐阜県市町村職員共済組合決算公告

(市町村課) 五四九

雑 報

規 則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則及び岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県優良宅地認定事務施行規則及び岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

(岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県優良宅地認定事務施行規則(昭和四十九年岐阜県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第八条中「第三十一条の二第二項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八」に、「第六十二条の三第四項第十四号八」を「第六十二条の三第四項第十五号八」に改める。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「第31条の2第2項第15号八」を「第31条の2第2項第15号八」に、「第62条の3第4項第14号八」を「第62条の3第4項第15号八」に改める。

(岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部改正)

第二条 岐阜県優良住宅認定事務施行規則(昭和四十九年岐阜県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第二項第五号並びに第三条第一項及び第二項第二号中「第三十一条の二第二項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十六号八」に、「第六十二条の三第四項第十五号八」を「第六十二条の三第四項第十六号八」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「第31条の2第2項第15号八」を「第31条の2第2項第16号二」に、「第62条の3第4項第15号八」を「第62条の3第4項第16号二」に改める。

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十九号)

の施行の日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十三日

岐阜県公安委員会

委員長 小 川 信 也

岐阜県公安委員会規則第十号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則(昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百七十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社高 山シエル石 油商会	山本俊明	高山市名田町五丁目九五番 地	平成一九・六・二二

岐阜県告示第四百七十四号

美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び住所
財団法人美容師美容師試験研修センター 理事長 金田 一郎
東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号
- 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
財団法人美容師美容師試験研修センター 岐阜県支部
岐阜市藪田南五丁目一四番二二
- 三 開催日等

開 催 年 月 日	講 習 内 容	開 催 場 所
平成一九・二・二二	公衆衛生学	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター大会議室
同 一一・一九	衛生管理	同
同 一一・二六	衛生管理	同

岐阜県告示第四百七十五号

美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）第十二条の三第二項に規定する管理美容

師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び住所
財団法人美容師美容師試験研修センター 理事長 金田 一郎
東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号
- 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
財団法人美容師美容師試験研修センター 岐阜県支部
岐阜市藪田南五丁目一四番二二
- 三 開催日等

開 催 年 月 日	講 習 内 容	開 催 場 所
平成一九・二・二二	公衆衛生学	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター大会議室
同 一一・一九	衛生管理	同
同 一一・二六	衛生管理	同

岐阜県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 員（メートル）	備 考

県道	
曾島井 大美江寺 垣線	
本巣市軽海上四ツ辻一 〇六番地先から 同市同字同 一五番地先まで	
後	前
五・三 五・五	四・三 四・四
七三・五	

岐阜県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道	道路 の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
百五十七 号			本巣市根尾平野字下り一七番 五地先から 同市同 番一 地先まで 字坂ノ下一九	一三・七・〇	平成 一九・七・二三	平成 一九・七・二三

岐阜県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路 の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
上白 真砂 線			岐阜市芥見字牛子五二七六番 五地先から 同市芥見大退二丁目三二〇 番一 地先まで	三〇・五	平成 一九・七・二三	平成 一九・七・二三

岐阜県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路 の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地 の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
海安 津八 線			安八郡安八町牧字久保山 四一九番一 地先から 同郡同 町同字南長田 四七五七番一 地先まで	前 八・三 後 一六・八	八・三 （メートル）	五三・五 （メートル）	

岐阜県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	福白岡川線	同	中津川市福岡字浦二八八四番の九地先から同市同字同二八二四番の三地先まで	一八〇〇	平成一九・七・一三	平成一六・八・一六

岐阜県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
------	-----	---	---	----------	---------	--------------------

県道	坂福岡線	同	中津川市川上字上平一四九一番七地先から同市同字二八九六番地先まで	一四〇七	平成一九・七・一三	平成一九・四・二〇
----	------	---	----------------------------------	------	-----------	-----------

岐阜県告示第四百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
美濃加茂都市計画道路
三・四・六号 塚原河渡線
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び美濃加茂市建設部都市整備課

岐阜県告示第四百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道
富加町特定環境保全公共下水道（富加処理区）
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課 美濃加茂市水道部下水道課及び富加町産業建設課

岐阜県告示第四百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、関市の区域内の字の区域を変更した旨関市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字 洞戸市場字上溜池	新たに画する字の区域に含まれる従前の字 洞戸栗原字マチウラの一部、洞戸通元寺字鈴淵の一部
---------------------	---

この処分は、共同施行土地改良事業通元寺地区に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 掲示場
中濃総合庁舎及び関市役所
- 二 掲示物
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間
平成十九年七月十三日から
同 年八月三日まで

岐阜県告示第四百八十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所
高山市上宝町岩井戸字山王平五五三（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年六月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つばさの会おおぞら
- 三 代表者の氏名 齋藤 純子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市光樹町八番地一
 五 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者に対して地域生活支援や就労継続支援に関する事業を行い、障がい者が働ける社会をめざし雇用を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練等を行い、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、地域社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称 株式会社ユーストア

二 建物の名称及び所在地 ユーストア岐南店

羽島郡岐南町下印食二丁目九十番地

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により測量計画機関の長岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類 公共測量（森林空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）

三 作業期間 平成十九年五月二十九日から平成十九年五月二十五日まで

四 作業地域 揖斐川地域森林計画区内（大垣市、本巣市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により郡上市初納土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関 郡上市初納土地区画整理組合

二 作業種類 公共測量（郡上市初納土地区画整理事業）

三 作業期間 平成十九年五月二十一日から平成十九年六月八日まで

四 作業地域 郡上市八幡町中部

平成十九年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平

成十九年度岐阜県警察官採用試験を次のとおり実施します。

平成十九年七月十三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
警察官採用試験	警察官A (男性)	三十五人程度
	警察官A (女性)	若干人
	警察官B (男性)	六十人程度
	警察官B (女性)	若干人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受験資格
警察官A (男性) 警察官A (女性)	次に掲げる者 一 平成十九年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大学を卒業した者又は平成二十年三月までに卒業する見込みの者。 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者。
警察官B (男性) 警察官B (女性)	平成十九年四月一日における年齢が十七歳以上三十一歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び平成二十年三月までに卒業する見込みの者（人事委員会がこれと同等と認める者を含む。）を除く。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法等

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成十九年九月十六日（日）午前八時三十分から、岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、警察官A採用試験は、岐阜市のみで行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

警察官A採用試験については、大学卒業程度の一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験で二時間三十分に行います。

警察官B採用試験については、高校卒業程度の一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験で二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者の発表

平成十九年九月二十六日（予定）に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに

岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成十九年十月中旬から十月下旬（予定）までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

警察官として必要な身体を有しているか否かについて、次の基準により検査します。

検査項目	検 査		基 準	
	警察官 A (男性)	警察官 B (男性)	警察官 A (女性)	警察官 B (女性)
身長	一六〇センチメートル以上であること。	一六〇センチメートル以上であること。	一五五センチメートル以上であること。	一五五センチメートル以上であること。
体重	四七キログラム以上であること。	四七キログラム以上であること。	おおむね四五キログラム以上であること。	おおむね四五キログラム以上であること。
胸囲	七八センチメートル以上であること。	七八センチメートル以上であること。		
視力	両眼とも、裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。			
色覚	職務遂行に支障がないこと。			
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。			

(2) 体力検査

敏しよ性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験（警察官 A に限る。）

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者の発表

第一次試験、第二次試験の成績及び受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成十九年十月中旬（予定）に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示します。また、第二次試験の受験者全員に対し、合否結果を通知します。

5 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載され、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦され採用者が決定されます。採用予定日は、原則として平成二十年四月一日です。

ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に登載された者がすべて採用されるとは限りません。

2 警察官は、採用決定後、警察学校に入校し、大学卒業者は六か月間、短大及び高校卒業者等は十か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就くこととなります。

六 給与等

平成十九年度新規採用者の初任給は、大学卒業業者で十九万八千六百円、短大卒業業者で十八万一千円、高校卒業業者で十六万六千四百円がそれぞれ支給され、原則として、毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 試験の共同実施

1 岐阜県と愛知県は、共同して警察官 B（男性）採用試験を実施します。

岐阜県警察官 B 採用試験日と同日に実施される愛知県警察官 B 採用試験の申込み

をした人で、第一志望又は第二志望を岐阜県とした人は、岐阜県警察官として採用される場合があります。

採用予定日は、原則として平成二十年四月一日で、採用予定人員は若干人です。なお、第二次試験受験者が二人以下の場合、集団討論試験に代わり別途口述試験を実施します。

2 岐阜県と愛知県、滋賀県及び警視庁は、共同して警察官B（男性）採用試験を実施します。

岐阜県警察官B（男性）採用試験の申込みをした人で、第一志望又は第二志望を愛知県、滋賀県又は警視庁とした人は、志望先の都県警察官として採用される場合があります。

採用予定日は、原則として平成二十年四月一日で、採用予定人員は、愛知県及び滋賀県が若干人、警視庁が五人程度です。

なお、「三 受験資格」の年齢制限（愛知県及び滋賀県は昭和五十二年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた人、警視庁は昭和五十二年九月十八日から平成二年四月一日までに生まれた人）及び「六 給与等」を除き、他の事項については、岐阜県警察官B採用試験の例におおむね準じます。

八 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（各振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きして、百二十円分の切手をはった返信用封筒（あて先明記の角形二号封筒）を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留にして、封筒の表に受験を希望する試験区分（「警察官A（男性）受験」、「警察官A（女性）受験」、「警察官B（男性）受験」又は「警察官B（女性）受験」）を朱書きし、〒五〇〇 八五〇一

（住所不要）岐阜県警察本部警務課あてに郵送してください。

なお、申込受付後に受験票を郵送しますので、第一次試験当日、必ず受験票に申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはって持参してください。

また、インターネット（岐阜県電子県庁サービス）でも受験の申込みができますが、詳細は必ず岐阜県職員採用ポータルサイト等で確認してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成十九年八月三日（金）から八月二十一日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

郵送の場合は、八月二十一日までの消印があるものに限り受け付けます。また、インターネットによる申込みの受付期間は、平成十九年八月三日（金）の午前八時三十分から八月二十日（月）午後六時十五分までです。

九 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を提供します。提供期間は、それぞれの試験の合格発表の日から一か月間とし、岐阜県人事委員会事務局で提供します。希望者は、必ず写真で本人と確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。

十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 一一 一一 内線三三五六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

平成十九年度岐阜県職員採用資格免許職試験及び短大・高校卒程度試験の実施
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成十九年度岐阜県職員採用資格免許職試験及び短大・高校卒程度試験を次のとおり実施します。

平成十九年七月十三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的業務に従事する職員を採用するためにを行います。

一 試験名、分類、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	試験区分	採用	予定	人員
資格免許職試験	総合行政系	司書	若	干	人
		栄養士	若	干	人
短大・高校卒程度試験	専門技術系	臨床検査技師	若	干	人
		診療放射線技師	若	干	人
	総合行政系	臨床工学技士	若	干	人
		事務	若	干	人
		警察事務	五	人	程

二 受験資格

試験名	試験区分	受験資格
資格免許職試験	司書	平成十九年四月一日における年齢が十九歳以上二十五歳未満で、司書又は司書補の資格を有する者又は平成二十年三月までに取得する見込みの者
	栄養士	平成十九年四月一日における年齢が十九歳以上二十五歳未満で、栄養士の資格を有する者又は平成二十年三月までに取得する見込みの者
	臨床検査技師	平成十九年四月一日における年齢が二十歳以上二十八歳未満で、臨床検査技師の免許を有する者又は平成二十年に実施される国家試験により当該免許を取得する見込みの者
		平成十九年四月一日における年齢が二十歳以上

診療放射線技師	二十八歳未満で、診療放射線技師の免許を有する者又は平成二十年に実施される国家試験により当該免許を取得する見込みの者
臨床工学技士	平成十九年四月一日における年齢が二十歳以上二十八歳未満で、臨床工学技士の免許を有する者又は平成二十年に実施される国家試験により当該免許を取得する見込みの者
短大・高校卒程度試験	平成十九年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（短大・高校卒程度試験に限る。）
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成十九年九月二十三日（日）午前八時三十分から岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、資格免許職試験は、岐阜市のみにおいて行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

資格免許職試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で

二時間三十分にわたって行います。

短大・高校卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高校卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 専門試験

司書及び栄養士については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士並びに短大・高校卒程度試験の事務及び警察事務については、専門試験を実施しません。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

資格免許職試験

試験区分	出題分野
司書	図書館概論、図書館資料論、図書館サービス論、資料組織論、資料特論、情報サービス論、生涯学習概論、図書館経営論、専門資料論、児童サービス論、図書及び図書館史、コミュニケーション論、情報機器論等
栄養士	公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育等

(3) 適性試験

短大・高校卒程度試験の事務及び警察事務については、事務処理能力について択一式による筆記試験を行います。

(4) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成十九年十月三日（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成十九年十月下旬（予定）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成十九年十一月中旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成十九年度の新規採用者の給料月額、司書にあっては十五万六千八百円、栄養士にあっては十六万二千二百円、臨床検査技師、診療放射線技師及び臨床工学技士にあっては十七万二千六百円、短大・高校卒程度の事務及び警察事務にあっては十四万二千

八百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。
 また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「資格免許請求」又は「短大・高卒請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「資格免許受験」又は「短大・高卒受験」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局あてで、書留又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票は、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

また、インターネット（岐阜県電子県庁サービス）でも受験の申込みができますが、詳細は必ず岐阜県職員採用ポータルサイト等で確認してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成十九年八月十日（金）から八月二十八日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十八日までの消印があるものに限り受け付けます。インターネットによる申込みの受付期間は、平成十九年八月十日（金）午前八時三十分から八月二十七日（月）午後六時十五分までです。

七 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を

合格発表の日から一か月間岐阜県人事委員会事務局で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話〇五八二七二一一一一 内線三三五六）へ問い合わせてください。

平成十九年度市町村立小中学校栄養職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成十九年度市町村立小中学校栄養職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成十九年七月十三日

岐阜県人事委員会
 委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、市町村立小中学校栄養職員として短期大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする技術的業務に従事する職員及び市町村立小中学校事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するためにあります。

一 試験名及び採用予定人員

試 験 名	採 用 予 定 人 数
市町村立小中学校栄養職員採用試験	若 干 人
市町村立小中学校事務職員採用試験	二 十 人 程 度

二 受験資格

試 験 名	受 験 資 格
市町村立小中学校事務職員採用試験	平成十九年四月一日における年齢が十九歳

市町村立小中学校栄養職員採用試験	以上二十五歳未満で栄養士の資格を有する者又は平成二十年三月までに取得見込みの者
市町村立小中学校事務職員採用試験	平成十九年四月一日における年齢が十七歳以上二十三歳未満の者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成十九年九月二十三日（日）午前八時三十分から岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、市町村立小中学校栄養職員採用試験は、岐阜市のみにおいて行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

市町村立小中学校栄養職員については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分に行います。

市町村立小中学校事務職員については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 専門試験

市町村立小中学校栄養職員については、専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試験名	出題分野
市町村立小中学校栄養職員採用試験	公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育等

(3) 適性試験

市町村立小中学校事務職員については、事務処理能力について択一式による筆記試験を行います。

(4) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成十九年十月三日（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成十九年十月下旬（予定）に岐阜市において行います。なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

3 最終合格者発表

所定の健康診断書の提出を求めます。

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成十九年十一月月中旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

4 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として、市町村立小中学校栄養職員にあつては平成二十年四月一日、市町村立小中学校事務職員にあつては平成二十年三月二十六日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

なお、市町村立小中学校栄養職員については、受験資格に定める期日までに栄養士の資格を取得していないと採用されません。

5 給与等

平成十九年度の新規採用者の給料月額額は、市町村立小中学校栄養職員にあつては十六万二千二百円、市町村立小中学校事務職員にあつては十四万二千八百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

6 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「小中栄養請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「小中栄養受験」又は「小中事務受験」と朱書きし、

〒五〇〇 八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局あてで、書留又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

また、インターネット（岐阜県電子県庁サービス）でも受験の申込みができますが、詳細は必ず岐阜県職員採用ポータルサイト等で確認してください。

岐阜県電子県庁サービスのアドレス

<http://egov.pref.gifu.lg.jp/>

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成十九年八月十日（金）から八月二十八日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十八日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。インターネットによる申込みの受付期間は、平成十九年八月十日（金）午前八時三十分から八月二十七日（月）午後六時十五分までです。

7 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県人事委員会事務局で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

8 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話〇五八二七二一一一一 内線三三五六）へ問い合わせてください。

平成十九年度身体障害者を対象とした岐阜県職員採用試験（事務）（短大・高校卒程度）の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成十九年度身体障害者を対象とした岐阜県職員採用試験を次のとおり実施します。

平成十九年七月十三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として高校卒業程度の知識又はその他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障害者を対象に行います。

一 試験名、分類、試験区分及び採用予定人員

試験名	分類	試験区分	採用予定人員
身体障害者を対象とした職員採用試験	総合行政系	事務若	干人

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障害者を対象とした職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの</p> <p>一 平成十九年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

- (一) 日時及び場所
平成十九年九月二十三日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

- (1) 教養試験
公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高校卒業程度で二時間にわたって行います。
- (2) 作文試験
文章による表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成十九年十月三日（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成十九年十月下旬（予定）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成十九年十一月中旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、「地方公務員」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成十九年度の新規採用者の給料月額額は、十四万二千八百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員事務受験」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局あてで、書留又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票は、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

また、インターネット（岐阜県電子県庁サービス）でも受験の申込みができますが、詳細は必ず岐阜県職員採用ポータルサイト等で確認してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成十九年八月十日（金）から八月二十八日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十八日までの消印があるもの限り受け付けます。インターネットによる申込みの受付期間は、平成十九年八月十日（金）午前八時三十分から八月二十七日（月）午後六時十五分までです。

七 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県人事委員会事務局で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話〇五八二七二一一一一 内線三二五六）へ問い合わせてください。

平成十九年度岐阜県少年補導職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成十九年度岐阜県少年補導職員採用試験を次のとおり実施します。

平成十九年七月十四日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県少年補導職員を採用するために行います。
一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人数
少年補導職員採用試験	少年補導職員	若干人

二 職務内容
 少年補導職員は、少年の健全育成と非行防止のため、補導、相談、保護等の職務に従事します。

三 受験資格

試験名	受	験	資	格
少年補導職員採用試験	<p>平成十九年四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>一 短期大学又は大学で心理学、教育学又は社会福祉学を専攻して卒業した者又は平成二十年三月までに卒業する見込みの者</p> <p>二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に基づく教育免許状を取得するための単位を修得した者又は平成二十年三月までに修得する見込みの者</p>			

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 四 試験の日時、場所、方法及び合格者発表
- 1 第一次試験
- (一) 日時及び場所
- 平成十九年九月二十三日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。
- (二) 方法

- (1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分に行なうて行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成十九年十月三日（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。
- 2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成十九年十月下旬（予定）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

 - (1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
 - (2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。
 - (3) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成十九年十一月中旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

五 合格から採用まで

 - 1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決

定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者がすべて採用されるとは限りません。

2 採用決定後は、警察本部で一か月間の教育を受けた後、それぞれの任地で勤務に就くこととなります。

六 給与等

平成十九年度の新規採用者の給料月額は、短大卒業者の場合で十五万六千八百円であり、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「少年補導職員請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「少年補導職員受験」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局あてで、書留又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票は、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

また、インターネット（岐阜県電子県庁サービス）でも受験の申込みができます

が、詳細は必ず岐阜県職員採用ポータルサイト等で確認してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成十九年八月十日（金）から八月二十八日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十八日までの消印があるものに限り受け付けます。インターネットによる申込みの受付期間は、平成十九年八月十日（金）午前八時三十分から八月二十七日（月）午後六時十五分までです。

八 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県人事委員会事務局で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話〇五八二七二一一一一 内線三三五六）へ問い合わせてください。

雑 報

岐阜県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二條第三項の規定に基づき、平成十八年度決算の要旨を公告する。

平成十九年七月十三日

岐阜県市町村職員共済組合

理事長 土 野 守

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
21	19	2	38	80

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般	市 町 村 長	特 定 消 防	長 期	継 続 長 期	任 意 継 続	合 計
組 合 員 数 (人)	22,641	42	2,517	0	4	520	25,724
給 料 月 額 (百 万 円)	7,276	32	792	0	1	148	8,249
一 人 当 た り 給 料 月 額 (円)	321,373	768,769	314,771	0	228,425	284,976	320,707

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務 保 健 宿 泊 貯 金 貸 付 計	人	員
		19	1
		7	2
		6	35

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	基 礎 年 金 支 払
(収入) 負担金	5,593,323	18,958,605	170,742	233,524				
掛金	5,704,392	10,960,685		233,480				
施設収入・商品売上					139,457			
基礎年金交付金		2,441,544						
組合員貸付金利息							440,790	
利息及び配当金	500	6,096,847				1,027,504		
その他収入	654,217	65,073	2	10,341	4,110	6,478	48,908	1,021,224
他経理から繰入金			78,000		20,000			
前年度繰越支払準備金	974,451	1,200						

平成十九年七月十三日印刷
平成十九年七月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社